

序 千葉県環境基本計画の見直しの背景

県では、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」を基本目標とした「千葉県環境基本計画」を平成 20 年 3 月に策定し、同計画に基づき各種施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、計画策定以降、県の自然環境や生活環境をめぐる状況は変化しており、新たな課題が生じています。

特に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、新たな環境問題をもたらしたところであり、中でも福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対応は、本県はもとより、我が国が初めて直面する重大な課題となっています。

また、東日本大震災に起因する電力不足問題を契機としてエネルギー問題が大きな議論となり、温室効果ガスの排出量削減に資する太陽光発電などの再生可能エネルギー※の導入や省エネルギー・節電の一層の促進が求められています。

同震災では、埋立地を中心として県内各地において液状化―流動化現象が発生し、建物や道路・上下水道等に大きな被害をもたらしましたが、その発生メカニズムについては十分に解明されているとはいえ、引き続き対応が必要になっています。

さらに、大気汚染物質である微小粒子状物質（PM2.5）※については、平成 25 年 1 月、中国において PM2.5 による深刻な大気汚染が発生し、国内でも一時的に PM2.5 濃度の上昇が観測されたこと等により、県民の関心が高まっています。こうした中、国においても、平成 25 年 2 月に注意喚起のための暫定的な指針を定めたところであり、PM2.5 の監視体制や発生メカニズムの解明及び対策の検討が求められています。

その他、フロンに関する包括的な対策を講じるためフロン回収・破壊法を改正するなどの制度見直しが行われたほか、県においても、新たにヤード※の適正化に関する条例の制定や千葉県バイオマス活用推進計画の策定などを行ってきました。

こうしたことから、計画策定以降に生じた新たな環境問題への対応、法令改正、条例制定や個別計画の策定等を踏まえて、本計画の見直しを行ったところです。

今後とも、県民、市民活動団体、企業、市町村などと連携・協働して、計画の着実な推進を図ってまいります。

主な見直しの内容

◎ 東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応

- 放射線物質による環境汚染への対応 … 第3編 第4章 第6節
 - ・空間放射線量の監視体制の継続や、除染等の措置の円滑な推進、放射線物質を含む汚泥や廃棄物への対応を盛り込み、第3編 第4章に「第6節 放射線物質による環境汚染への対応」を新設しました。
 - ・空間放射線量に関する新たな指標を設けました。
 - 再生可能エネルギー等の導入促進 … 第3編 第1章 第1節
 - ・「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づく、県としての取組や市町村・県民・民間事業者に対する支援、周知啓発を盛り込みました。
 - ・再生可能エネルギー導入量に関する新たな指標を設けました。
 - 液状化－流動化メカニズムの解明 … 第3編 第4章 第4節、同編 第6章 第3節
 - ・液状化－流動化の発生メカニズム解明への取組や有効な情報の提供について盛り込みました。
- ### ◎ その他の新たな環境問題への対応
- PM_{2.5}への対応 … 第3編 第4章 第1節、同編 第6章 第3節
 - ・PM_{2.5}の常時監視や県民への注意喚起、発生メカニズムの解明に向けた調査・分析や国等と連携した効果的な対策の検討を盛り込みました。
 - ヤードの適正化 … 第3編 第3章 第1節
 - ・千葉県不法ヤード対策協議会を通じた関係機関との連携やヤード適正化条例に基づく取組を盛り込みました。

千葉県環境基本計画の構成

第1編 計画の基本的事項

1. 計画の基本目標

(1) 私たちが直面する環境の危機 ～背景となる基本認識～

環境の危機

- 待ったなしで取り組まなければならない地球環境の危機
- 将来に向けて、今きちんと取り組まなければならない身近な環境問題



○ 根本的な要因は、人の活動の影響が自然の復元能力を上回ってしまっていること。



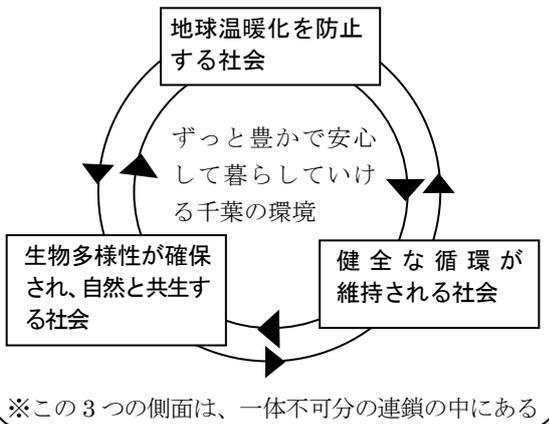
○ 人の活動が環境に大きな負荷を与えていることを一人一人が認識し、日々の暮らしや経済活動のあり方を見直さなければならない。

(2) 環境に関する私たちの権利と責務 ～この計画の基本目標～

○ 将来この地に生まれ、この地に集う人々に対しても、現在この地に暮らす人々と同様に、環境の恵みを楽しむ権利が保障されなければならない。私たちには、環境を守り育てる責務がある。

基本目標： **ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境** を **みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく**

3. 目指す将来の姿



2. 環境を守り育てる私たちの行動

全ての県民が環境について考え、行動する

あらゆる施策に環境の視点を入れる

先進性の高い施策を展開、成果を全国に発信



各主体が積極的にその役割を果たすとともに、有機的に連携、協働する

4. 各主体の基本的役割

県民 ・暮らしのあり方を見直し ・できるところから実践 ・事業者や行政の取組に関心	市民活動団体 ・環境保全活動の率先的取組 ・県民への情報の伝達 ・事業者や行政の取組を評価・提言	事業者 ・事業活動に伴う環境負荷の低減 ・環境配慮型商品、サービスの提供 ・地域社会の一員としての貢献	教育機関 ・環境教育の実施、感受性の育成 ・人材育成(大学等) ・研究成果の還元(大学等)	市町村 ・地域における環境保全の中核 ・住民参加型施策の積極的展開 ・自らの率先的取組	県 ・総合的施策の策定 ・システムや活動の基盤づくり ・自らの率先的取組
---	--	---	---	---	--

第2編 今後の千葉県の環境政策の視点 ～横断的な視点～

1. 環境に関する感受性を育み、自主的な取組を促進する
2. 環境への配慮を組み込んだ経済システムを築く
3. 環境の保全を地域づくりにつなげる
4. 環境への影響を予防する取組を進める
5. 千葉県の自然、産業、歴史などの特性を活かす
6. 協働を進めるための仕組みをつくる
7. 県域を越えた連携を図る

第3編 施策の展開方向



第4編 計画の推進

